

指定性能評価機関(会員)の分類別性能評価書交付件数合計一覧
(集計期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日までで変更は除く)

別紙2

大分類	中分類	項目	建築基準法関係条文 *1	H27上期 合計件数 (4/1～ 9/30)	H26全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H25全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H24全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H23全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	
防火・避難	耐火構造等	耐火構造	法2条7号	85	166	131	117	108	
		準耐火構造	法2条7号の2、令129条の2の3	22	115	112	73	67	
		防火構造	法2条8号	48	132	154	93	94	
		準防火構造	法23条	1	1	0	8	3	
		防火地域等の屋根の構造	法63条	33	81	77	84	85	
		大規模木造建築物の延焼防止壁等	法21条2項	0					
		22条区域の屋根の構造	法22条	0	1	3	8	2	
		特定準耐火構造	法27条1項	0					
	不燃材料等	不燃材料	法2条9号	121	249	280	235	260	
		準不燃材料	令1条5号	30	72	56	32	23	
		難燃材料	令1条6号	4	4	4	0	1	
	防火設備等	特定防火設備	令112条1項	4	8	23	5	8	
		防火設備	法2条9号の2口、法64条	151	358	394	341	163	
		防火設備閉鎖機構	令112条14項	10	20	23	21	23	
		防火区画等を貫通する管	令129条の2の5第7号ハ	24	63	51	35	0	
	建築物等	耐火性能検証法	令108条の3第1項	18	48	41	39	36	
		防火区画検証法	令108条の3第4項	10	22	29	25	18	
		階避難安全性能検証	令129条の2第1項	2	6	11	5	7	
		全館避難安全性能検証	令129条の2の2第1項	17	37	38	34	22	
		高さ60mを超える建築物(超高層建築物)	法20条1項1号	32	89	68	82	88	
		高さ60m以下の時刻歴応答解析建築物(免震建築物等)	法20条2号口、3号口、4号口	63	136	191	230	152	
	構造	壁倍率	高さ60mを超える工作物	令139条1項3号他	8	16	89	179	50
			軸組工法	令46条4項	14	34	29	39	35
		図書省略	枠組壁工法	施行規則8条の3	0	18	15	18	15
			基礎杭の許容支持力の算出方法	施行規則1条の3	23	14	35	16	23
		プログラム	木造等	施行規則1条の3	0	0	0	1	1
			鉄骨造等	施行規則1条の3	0	8	8	10	4
鉄筋コンクリート造等			施行規則1条の3	0	0	0	0	0	
プログラム		構造計算プログラム	法20条2号イ、3号イ	4	4	0	2	0	
材料・工法等		特定天井	天井工法	令39条3項	0	1	0		
		指定建築材料	鋼材	法37条2号	7	25	41	28	41
	高力ボルト		法37条2号	6	22	15	6	9	
	構造用ケーブル(ワイヤロープ)		法37条2号	3	0	1	6	3	
	鉄筋		法37条2号	3	12	5	9	6	
	溶接材料		法37条2号	0	0	0	1	0	
	ターンバックル		法37条2号	0	3	1	8	8	
	コンクリート		法37条2号	106	186	226	280	211	
	免震材料		法37条2号	3	58	23	25	22	
	木質接着成形軸材料		法37条2号	0	0	0	0	0	
	木質複合軸材料		法37条2号	0	4	0	0	3	
	木質複合断熱パネル		法37条2号	0	0	0	0	0	
	木質接着複合パネル		法37条2号	0	0	18	0	18	
	トラス用機械継手		法37条2号	0	0	0	0	0	
	打込み鋺		法37条2号	0	0	0	1	1	
	アルミニウム合金		法37条2号	0	2				
	膜材料		法37条2号	1	12	6	2	1	
	石綿飛散防止材		法37条2号	0	1	2	4	1	
	緊張材	法37条2号	0	2	0	0	1		
	軽量気泡コンクリート	法37条2号	1	0	4	0	0		
	鋼材の接合等	鋼材の接合工法	令67条1項	2	1	1	0	2	
		継ぎ手・仕口構造方法	令67条2項	2	1	1	6	13	
		高力ボルトの接合	令68条3項	0	0	4	0	0	
	シックハウス	ホルムアルデヒド発散建築材料	令20条の7、2項他	20	66	51	69	59	
		ホルムアルデヒド量1mg以下の居室	令20条の9他	0	0	0	0	0	
	建築設備	遮音	界壁の遮音構造	法30条	2	11	13	9	14
		浄化槽	合併処理浄化槽	法31条2項、令35条1項	3	8	0	6	5
昇降機		かご及び主要な支持部分等	令129条の4、1項3号他	22	84	122	118	117	
その他	非常用照明	非常用の照明装置	令126条の5第2号	9	29				
	遊戯施設	客席にいる人を落下させない構造等	令144条1項3号イ他	1	4	4	5	6	
合計件数				915	2234	2400	2315	1829	

*1凡例 法:建築基準法、令:建築基準法施行令